# 割賦販売法上の抗弁接続規定の合理性 ----「契約形式の組替え」論の視点から

弁護士、甲南大学法科大学院兼任教授 鈴木尉久

## 1 はじめに

クレジット取引を利用して商品等を購入した場合、購入者・販売業者間の売買契約と購入者・与信業者間の立替払契約という、当事者及び内容を異にする2個の別個の契約が成立することになると考えられるため、契約の相対効原則からみて、購入者が売買契約上の抗弁をもって、与信業者からのクレジット代金の支払請求を拒絶することができるかどうかは、民法の解釈上は一義的には明らかではない。

そこで、割賦販売法は、購入者保護の見地から、概要、「購入者は、クレジット代金の支払請求を受けたときは、売買契約に係る販売業者に対して生じている事由をもって、当該クレジット代金の支払請求をする与信業者に対抗することができる。」との内容の規定(割販法35条の3の19、30条の4、30条の5。以下、「抗弁接続規定」という。)を設けている10。

抗弁接続規定は、複合契約ないしは多角的法律関係を論じる上で、歴史的に出発点となり<sup>2)</sup>、現在で

も考察を深める上での恰好の題材となっている3)。

また、与信業者が分業をし、イシュアー(カード発行会社)とアクワイアラー(加盟店管理会社)に分かれ、国際ブランドを通じて決済がなされるという状況下において、従前議論されてきた主として個別信用購入あっせんを想定した抗弁接続規定の合理的根拠に関する議論が、包括信用購入あっせんにどこまで妥当するものか疑義が呈されている<sup>4)</sup>。

このよう現状のもとで、あらためて、特にオフ・ アス型の包括信用購入あっせんを念頭に、抗弁接続 規定の合理性を研究することには、今日的な意義が あると考えられる。

# 2 本稿の構成

本稿では、まず、包括購入あっせんの法的性格と 特徴を論じ、抗弁接続規定の合理的根拠に関する学 説の議論が、今日のクレジットカード取引にも対応 できているかを検討する。

そのうえで、抗弁接続の実質的根拠としての「自 社割賦との均衡 | 論と、抗弁接続の形式的根拠とし

<sup>1)</sup> 抗弁接続規定の立法理由は、次のとおりである。すなわち、クレジット契約においては、①与信業者と販売業者との間には、購入者への商品販売に関して密接な関係が存在していること、②このような密接な関係が存在しているため、購入者は、割賦販売の場合と同様に商品の引渡しがなされない等の場合には、購入者は販売業者に対する抗弁をもって与信業者への支払を拒否しうることを期待していること、③与信業者は販売業者を継続的取引関係を通じて監督したり損失を分散転嫁することができ、また損失を分散、転嫁する能力を有していること、④これに対して、購入者は購入に際して一時的に販売業者と接するに過ぎず、また契約に習熟していない、損失負担能力が低い等与信業者に比して不利な立場におかれていること、といった特徴があり、このため購入者保護の観点から、抗弁の対抗規定が設けられたものである(経済産業省商務情報政策局取引信用課編「平成20年版割賦販売法の解説」社団法人日本クレジット協会・142頁参照)。

<sup>2)</sup> 都筑満雄「複合契約論のこれまでと今後」三角・多角取引と民法法理の深化・椿寿夫編著(別冊 NBL No.161) 68 頁以下。

<sup>3)</sup> たとえば、中舎寛樹「抗弁の接続と多角取引―給付関連性説と多数当事者間契約論―」法政論集270号163頁以下。

<sup>4)</sup> 吉元利行「クレジットカード取引における利用者保護―その現状と課題―」九州大学学位論文362頁以下。

ての「契約形式の組替え」論を展開し、さらに、このような視点から、抗弁接続規定の効果としての既 払クレジット代金の返還の可否、及び、事業者間クレジット取引における抗弁接続規定の適用の問題について論じる。

## 3 包括信用購入あっせんの特徴

### 1 基本契約としての会員契約について

クレジットカード取引においては、与信業者は、会員契約の締結によって、与信を申し込んだ消費者について、自社基準による信用調査を経て予め信用供与の限度枠を設定し、その限度枠内において、将来的な未確定の代金債務の立替払いを予定する。この取引においては、あらかじめ会員契約を締結し与信枠を設定された会員と、現に商品・役務の売買契約を締結し、かつ、当該売買契約による代金につき立替払契約を締結した者(カード利用者)とが、同一人であることを認証する必要があるところ、認証手段として購入者にあらかじめ交付されるのが、クレジットカードあるいはクレジットカード番号等50である。

### 2 個別の売買契約について

クレジットカード取引は、与信業者との間の会員 契約を基本契約・枠契約として、販売業者との間 で個別の取引がなされたときに個別の売買契約及び クレジット契約が成立するという二重構造を有して いるが、その個別契約における契約構造は、個別信 用購入あっせんと同様であるとされる。

なお、実務上は、与信業者が、クレジット代金を カード会員に請求するための法律構成としては、与 信業者(イシュアー)各社の会員規約において、立 替払とするもの、又は、債権譲渡とするものが一般 的である6。

#### (1) 立替払契約と構成される場合

包括信用購入あっせんの個別契約を立替払契約と 法律構成した場合、当該立替払契約により、購入者 は、与信業者に対し、販売業者への売買契約上の代 金充当目的での金員の交付(立替払)を準委任する ことになる。すなわち、購入者は与信業者に対し、 販売業者への売買代金の支払(免責的債務引受であ るとする見解が有力である。)を委託するものであ り(民法656条)、購入者は与信業者に対して、委 託事務処理費用としての立替金と利息(民法650条 1項)及び報酬(民法648条1項)を兼ねる手数料 の支払債務を負担すると理解される。与信業者は、 受任者として購入者に対し善管注意義務(民法644 条)を負担することになる。

この場合、売買契約と立替払契約は、当事者と内容を異にする別個の契約ということになるので、契約の相対効原則がある以上、抗弁接続は直ちには導かれない。

### (2) 債権譲渡として構成される場合

包括信用購入あっせんの個別契約については、約款上、債権譲渡として構成されることもある。この場合、販売業者は、購入者に対して有する売買契約上の代金債権を与信業者に譲渡しており、与信業者は、その対価として手数料を割り引いて代金相当額を販売業者に支払い、譲り受けた売掛金債権に基づいて購入者に対し代金額を請求することになる。

会員契約によって、購入者は、このような債権譲渡について、あらかじめ包括的に承諾を与えており、 債権譲渡についての債務者対抗要件は具備されている。

債権譲渡構成が取られている場合、購入者は債権 譲渡人たる販売業者に対する抗弁をもって、債権譲 受人たる与信業者に対して対抗することができるの

<sup>5)</sup> イシュアーがその業務上カード会員に付与するクレジットカードの番号、記号その他の符号(割販法35条の16第1項)を言い、例えば、クレジットカード番号、有効期限、暗証番号、ID、パスワード、セキュリティ・コードなどがこれにあたる。

<sup>6)</sup> 約款では「債権譲渡又は立替払い」と記述し、法的根拠を明確にしないまま、会員に対する請求権を取得するとする例もあるとされる。 中村肇「日本におけるクレジットカード契約の法的性質論―多数当事者間取引の一例として―」 Consumer Credit Review3 号 121 頁。

が原則である。

しかし、会員規約においては、購入者は、債務者として包括的に債権譲渡について異議を留めない承諾(現行民法 468 条1項)をするものと定められており、これにより、抗弁は切断される  $^{70}$  。

### 3 包括信用購入あっせんにおける契約間、主体間の 関係の希薄性

包括信用購入あっせん(特にオフ・アス取引)が有する、個別信用購入あっせんとの対比した場合の特徴としては、①購入者は、販売業者との売買契約に先立って、イシュアーとの間で会員契約を締結しており、購入者は、売買契約における売買代金の決済にあたって、数ある決済手段の選択肢の一つとしてクレジットカード取引を利用しているに過ぎないこと(売買契約とクレジット契約との間の関連が希薄であること)、②イシュアーと販売業者との間には直接の契約関係がないこと(主体間の密接な関係が存在していないこと)、が挙げられる。

上記①の点について言えば、個別信用購入あっせんでは、購入者は、販売業者から、売買契約と同時に特定の与信業者との間のクレジット契約を締結するよう求められるのが通例であり、売買契約とクレジット契約は選択の余地なく一括して締結される。これに対し、包括信用購入あっせんでは、売買契約が先行しており、購入者は、代金決済のために、多数の決済手段の中から特定のクレジットカードを利

用することを選んでおり、売買契約とクレジット契約は、逐次的に購入者の選択を経て締結される。このようなことから、包括信用購入あっせんでは、個別信用購入あっせんに比較し、売買契約とクレジット契約の関連性が希薄である。

上記②の点について言えば、個別信用購入あっせんでは、与信業者には、販売業者との間の加盟店契約があり、加盟店が行う取引の種類、取扱商品・役務、販売方法、苦情の有無、異常売上のチェック等が可能であるが、包括信用購入あっせんでは、イシュアーは、加盟店との接触がなく、オーソリゼーション(取引承認)の際に、カードの有効期限、残与信枠、返済状況等を審査するだけで、加盟店管理を行うことはできない。

このように、包括信用購入あっせんにおいては、 売買契約とクレジット契約との手続上の一体性や契 約相互の依存関係、与信業者と販売業者との提携関 係が、個別信用購入あっせんに比べると希薄である。

# 4 抗弁接続の実質的根拠とクレジットカード取引

### 1 総説

抗弁接続規定は創設的規定であるとする判例の見解<sup>8)</sup>に対し、抗弁の接続には、民法上の合理的根拠があり、割賦販売法上の抗弁接続規定は、そのような民法解釈上の法理の確認的規定であると解する多

<sup>7)</sup> 異議を留めない承諾は、個別の債権譲渡についてなされる必要があり、将来なされる債権譲渡のために包括的にすることはできないと解される。したがって、抗弁の切断効は、民法上の異議を留めない承諾(現行民法 468 条 1 項)の制度によって生じているものではなく、端的に会員契約での合意に基づいて生じていると考えられる。長谷川成海「三者間クレジット・カード取引―銀行系カードの法的問題」早稲田法学 64 巻 3 号 33 頁以下参照。

<sup>8)</sup> 判例(最判平成2年2月20日集民159号151頁、最判平成23年10月25日民集65巻7号3114頁)は、「個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者と割賦購入あっせん業者との間の立替払契約と、購入者と販売業者との間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。」とした上、抗弁接続規定の適用がない場合には、「購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、当該抗弁事由がある場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が当該抗弁事由をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものと解するのが相当である。」旨、判示している。

種多様な学説 9) が主張されている。

学説は多岐にわたるが、抗弁接続が認められるべき実質的根拠については、従前より、代表的な見解として、①立替払契約と売買契約との間の密接な関係に由来する相互依存論、②契約当事者間の提携関係に由来する与信業者の責任論の二つが指摘されてきた<sup>10</sup>。

ただ、このような見解が、主として個別信用購入 あっせんを念頭に置いていることは否定できず、そ こでの議論が、包括信用購入あっせん(特に、オフ・ アス取引)にどこまで妥当するものであるのかは、 再検討を要する<sup>11)</sup>。

### 2 契約間の密接な関係に由来する相互依存論

クレジット取引において、立替払契約は、売買契約の決済資金調達手段となっており、両者は、手続的にも経済的にも密接に関連しているため、両契約相互間ないし給付相互間に一定の法的関連性が認められるから、両者が形式的には別個の契約として存在していたとしても、それぞれ完全に独立して存立できないと考えて、相互依存効を導く考え方がある。このような考え方の代表的なものである給付関連説<sup>12)</sup>は、次のように説く。

購入者に分割払いで商品を取得させるという取引 目的を実現せさるため、売買契約と立替払契約は、 相互に他方の契約にみずからを関連づける要素(結 合要素)を契約内容として取り込んでいる。売買契 約にあっては、販売業者は与信業者に対し金銭交付 を請求し、これが売買代金債務の履行となるという 意味で立替払契約を内容として取り込んでおり、他 方、立替払契約にあっては、購入者が購入した商品 の売買代金の弁済として与信業者は金銭を販売業者 に交付するという意味で売買契約を内容として取り 込んでいる。この結合要素の取り込みの結果、与信 業者が販売業者に立替払いをすることによって、与 信業者の弁済による購入者の代金債務の消滅と立替 払契約上の購入者の債務の発生が一体的に発生する 取引構造(購入者に対する二重の効果帰属の一体的 発生)が生じており、この点から、売買契約上、目 的物引渡債務と代金支払債務との間に認められてき た発生上・履行上・存続上の牽連性が、目的物引 渡債務と立替払契約上の支払債務との間にも延長さ れる。

このような見解は、個別信用購入あっせんについてみれば、取引実態に合致しており、抗弁接続の根拠を合理的に説明することのできるすぐれた見解であると言える。

しかし、包括信用購入あっせんのうち、特に、オフ・アス取引においては、イシュアーと販売業者との間には直接の契約関係は存在しておらず、国際ブランドにより提供される決済システムによって繋がっているにすぎない<sup>13)</sup>。また、そこではイシュアーとアクワイアラーとの間で包括的に大量の債権債務が差額計算で清算されて決済される結果、個別の取

<sup>9)</sup> 多様な学説が主張されており、その主要なものについては、例えば、都筑満雄「複合取引の法的構造」成文堂 2007 年・275 頁以下に、 簡潔に取りまとめられている。

<sup>10)</sup> 今般の民法(債権関係)の改正にあたって、法制審議会の民法(債権関係)部会では、「抗弁の接続」について、「下級審裁判例が、(a) 供給契約と与信契約との間の一体性や、(b) 供給者と信用を供与した者との間の一体性を考慮して、信義則に基づく抗弁の接続を認めている」(「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」49頁)との認識が示され、抗弁の接続を認める要件として、契約相互の一体性・密接関連性、及び、当事者の一体性・密接関連性の二つが問題とされていた。

<sup>11)</sup> 岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」市民法の新たな挑戦・加賀山茂先生還暦記念論文集・信山社2013年・533頁は、包括信用購入あっせんにおいては、売買契約とクレジット契約との手続上の一体性や契約相互の依存関係、売買契約と立替払契約の1対1の対応関係が、個別信用購入あっせんに比べると希薄であり、これが、従前からの「抗弁の接続」を支える見解の論拠を弱めていると指摘する。

<sup>12)</sup> 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌 93 巻臨時増刊号 291 頁

<sup>13)</sup> 吉元前掲註4の376頁は、「加盟店管理会社のカード会員に対して有する債権は、精算システムを経由するため、カード発行会社には、『利用日、利用額、利用店名または業種区分』という最小限のデータのみが国際ブランドを経由して加盟店管理会社からもたらされるだけであり、売買契約の目的物についての情報や販売店の情報についても提供されないため、立替払契約において、売買契約を自らに関連させる要素を契約内容としているとは、言い難いと考えられる。」と指摘している。

引の個性が失われてしまっており<sup>14)</sup>、売買契約と クレジット契約との手続上の一体性や契約相互の依 存関係は希薄であり、結合要素が契約内容に取り込 まれているとの考え方は、取引実態にそぐわないと の批判を受けざるを得ない。

### 3 当事者間の密接な関係に由来する与信業者の責 任論

### (1) 総説

クレジット取引においては、与信業者と販売業者 とは、加盟店契約によって継続的反復的に取引を行 う密接な関係にあり、この密接な関係から、売買契 約上発生したリスクを負担するべきなのは与信業者 であるとして、抗弁接続を根拠づける考え方がある。

ここでは、提携契約説とシステム責任説をとりあげることにしたい。加盟店契約に着目し、与信業者と販売業者の密接な関係から抗弁接続を説明する見解の中でも、提携契約説は、与信業者には「共同の利益」獲得のためのシステムを構築した者としての自己責任があると考え、加盟店管理責任を必ずしも前提とはしない考え方であり、他方、システム責任説は、販売業者という他人の行為によって、与信業者に抗弁接続の負担が帰属することを説明するにあたり、その他人への帰責根拠として与信業者の加盟店管理義務を指摘する考え方である。

### (2) 提携契約説について

提携契約説<sup>15)</sup>は、与信業者が、販売業者と提携して利益をあげている点を指摘し、次のように説く。 すなわち、商品代金充当目的での販売業者への立 替金交付の仕組みを構築することにより、与信業者は、販売業者の売上増大が与信業者自身の収益拡大に直結するという意味で、販売業者との間で共同の利益を享受するに至っている。一方で販売業者との提携によって利益を上げておきながら、他方で販売業者の債務不履行という損失が生じた場合には、契約の相対効原則を援用して購入者にその損失を転嫁するというのでは、信義則に反すると言える。

このような見解は、個別信用購入あっせんにおけ る抗弁接続規定の合理性を根拠づけるについては、 説得力があると考えられる。しかし、国際ブランド の決済ネットワークを用いたオフ・アス型のクレ ジット取引においては、加盟店からアクワイアラー に支払われる加盟店手数料、アクワイアラーからイ シュアーに支払われるインターチェンジフィー、国 際ブランドがそのメンバーであるイシュアー及びア クワイアラーから徴収するブランドフィーがそれぞ れ取り決められており160、責任負担の根拠とされ ているクレジット取引における「共同の利益」は、 イシュアーが単独で享受しているわけではなく、関 係当事者で分け合っている<sup>17)</sup>。販売業者との間で 直接加盟店契約を締結しているわけでもなく、実際 にも加盟店管理を行うことができないイシュアーの みが、抗弁接続による損失を負担するべき理由はな V 3 18)

### (2) システム責任説について

システム責任説 <sup>19)</sup>は、次のような見解である。

クレジット取引全体のシステムは、与信業者の積 極的な主導(システム設計)により構築されたもの

<sup>14)</sup> 千葉教授自身がこの点を指摘されている。千葉恵美子「消費者取引における決済と立法政策の課題―いわゆる決済代行者問題を契機として」法政論集250号46頁。

<sup>15)</sup> 執行秀幸「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義(上)」ジュリスト 878 号94 頁、「同(下)」ジュリスト 880 号 134 頁。執行秀幸「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士館法学 19 号 37 頁。

<sup>16)</sup> 玉垣正一郎「クレジットカード決済システムの構造―各種手数料の意義―」現代消費者法36号57頁。

<sup>17)</sup> 吉元前掲註4の379頁。

<sup>18)</sup> 現実には、チャージバック制度があるため、イシュアーは、抗弁接続によるリスクをアクワイアラーや加盟店に転嫁することができる。また、栗田晶「クレジットカード契約における抗弁対抗のリスク分配構造―ドイツにおけるクレジットカード契約論を素材として―」法学政治学論究75巻171頁以下は、抗弁接続が加盟店契約関係におけるリスク分配の問題としての側面を有することを指摘している。抗弁接続規定が存在する場合には、チャージバック制度の導入が必須であり、これがなければ、加盟店契約上の優越的地位の濫用や不当条項等の問題が生じうることが示唆されるが、反面、チャージバック制度の存在自体が、抗弁接続規定の合理性を基礎づけるわけではない。

であるところ、購入者にとってみれば、このシステムは所与のものとして立ち現われ、システム改変についての交渉の余地はなく、単に取引に入るか否かの自由しか残されておらず、システムの瑕疵による 危険を回避する手段はない。

これに対し、与信業者は、販売業者との継続的取 引関係の中で、販売業者の営業方法・信用状態を 監視することが可能である。

すなわち、与信業者は、継続的取引関係において 販売業者の営業方法・信用状態を監視することに より売買契約が適正な勧誘に基づくものであること や、債務不履行へ至る危険を減少させることができ、 あるいはそのような不適正な勧誘をする販売業者や 債務不履行をおかす危険を有する販売業者とは提携 しないという方法をとることができ、取引システム から有害な要素を排除することが可能である。

そうすると、システム工作物から生じる土地工作物責任(民法717条)類似の経済的危険責任、及び、購入者からみてブラックボックスであるシステムに対する信頼に基礎をおいた信頼責任の観点から、与信業者は、システム利用者たる購入者に損害を及ぼすおそれのあるような販売業者を加盟店に加えない義務、すなわち、クレジット販売システムという自らのイニシアチブで構築した取引システムから有害な要素を排除するように注意すべき義務(加盟店管理義務)が存在する。この義務を怠った以上は、与信業者に抗弁接続が認められるべきである。

販売業者の債務不履行等による損失は、購入者が 負担するよりも、販売業者の適正な営業活動監督の 可能性とリスク回避の手段を有している与信業者が 負担するほうが公平であるというシステム責任説の 指摘は、個別信用購入あっせんの場合は、的確に妥 当する。

しかし、オフ・アス取引においては、イシュアーは、国際ブランドが設計・運営している決済ネットワークの利用者にすぎず、システムの設計・運営者と言えるかは疑問である。

また、売買契約上の支払拒絶事由を惹起した販売業者と直接の提携関係にあり、販売業者の適正な営業活動監督の可能性とリスク回避の手段を有しているのはアクワイアラーであって、イシュアーは販売業者との契約関係がなく、加盟店管理をすることもできない。それなのに、イシュアーが抗弁対抗により支払を拒否される点は、システム責任説からは十分に説明ができない<sup>20)</sup>。

システム責任説や、これと同じく加盟店管理義務によって抗弁接続規定の合理性を説明しようとする見解<sup>21)</sup>は、個別信用購入あっせんを念頭におくものであって、特に、イシュアーには加盟店調査措置義務を負担させないという内容の割賦販売法の平成28年改正がなされた現状のもとでは、オフ・アス型の包括信用購入あっせんについての抗弁接続規定の合理的根拠の説明としては適さなくなっていると思われる。

(3) 割賦販売法の平成28年改正について

割賦販売法の平成28年改正では、クレジットカード等取扱業者<sup>22)</sup>にクレジットカード番号等の適切な管理を義務付け(割販法35条の16、施行規則132条1項、施行規則133条)、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者<sup>23)</sup>を登録制とした上で(割販

<sup>19)</sup> 松本恒雄「クレジット契約と消費者保護」ジュリスト979号19頁、松本恒雄「電子取引システムの事故とシステム責任説の展開」 NBI 385号6頁。

<sup>20)</sup> 吉元前掲註4の379頁。

<sup>21)</sup> たとえば、本田純一「クレジット業者の加盟店管理義務違反と顧客への責任」川井健先生傘寿記念論文集「取引法の変容と新たな展開」 (日本評論社2007年) 277頁、植木哲・坂東俊矢「印鑑セット・呉服売買が通常の商品売買と連鎖式金銭配当契約が合体したもので、 後者の契約にあたる部分が無限連鎖講の防止に関する法律により禁止された無限連鎖講の実体を備え公序良俗に反し無効であるとされ、 れ、右部分についての信販会社の買主に対する立替金請求が棄却された事例(名古屋高裁金沢支部昭和62年8月31日判決判例時報 1254号76頁)」判例評論354号28頁(判例時報1276号附録174頁)等。

<sup>22)</sup> 割販法35条の16により、クレジットカード番号等の適切な管理が義務付けられた「クレジットカード番号等取扱業者」とは、イシュアー、アクワイアラー及び加盟店(いずれもマンスリークリア方式の場合を含む)を意味する。

法35条の17の2)、これに加盟店調査措置義務<sup>24)</sup>を 課した(割販法35条の17の8、施行規則133条の5 ないし133条の9)。

これに対し、包括信用購入あっせん業者は、みず から「苦情の適切かつ迅速な処理」の義務を負担し ているものの(割販法30条の5の2、施行規則60条)、 加盟店調査措置義務自体は負担しないものとされ、 消費者からの苦情を受け付けたときは、それが加盟 店に対する苦情であった場合には、加盟店による不 実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供、 威迫困惑等の特商法禁止行為・消費者契約法取消 対象行為(割販法35条の3の7各号に定める行為) に該当するときは1件であっても、それ以外の加盟 店による購入者の利益保護に欠ける問題行為に該当 するときは発生状況が多いときに、クレジットカー ド番号等取扱契約締結事業者への苦情内容の通知を 行うものとされ(施行規則60条2号)、通知を受け たクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加 盟店調査措置義務の一環として苦情を処理すること になる。また、マンスリークリア方式の場合も、イ シュアーは、施行規則60条2号と同様のアクワイ アラーへの通知を行うよう努めるものとされ(日本 クレジット協会の包括信用購入あっせんに係る自主 規制規則60条の2第2項)、あるいは、認定割賦販 売協会の加盟店情報交換制度(割販法35条の20、

35条の21、施行規則135条)を通じて、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が苦情情報の提供を受けて、苦情の処理を行うことになる<sup>25)</sup>。

以上のとおり、平成28年改正割賦販売法は、イシュアーではなく、アクワイアラーが加盟店調査措置義務を負うとしたものであり、オフ・アス取引の場合、イシュアーは、販売業者に対し、個別信用購入あっせんと同様の形で加盟店管理責任を果たすことは現実にもできない上に、監督を及ぼすべき法的な義務付けも失われたのだから、販売業者による売買契約に関する行為により、他人であるイシュアーが抗弁接続を受けることを説明することは、一層困難になったと言わざるを得ない。

### 4 まとめ

個別信用購入あっせんを念頭に、契約間の密接な関係、あるいは、事業者間の密接な関係を、抗弁接続の実質的根拠としてきた従前の学説における議論は、現実に行われているオフ・アス取引においては、イシュアーと販売業者との間に直接の提携関係はなく、国際ブランドにより提供される決済システムへのメンバー契約を介した希薄な連携があるにとどまるという実情のもとで、その説得力が不十分になって来ている<sup>26)</sup>。そのため、オフ・アス取引を念頭に、あらためて抗弁接続規定の合理性を、実質的側面及

<sup>23)</sup> 割販法35条の17の2により登録が義務付けられた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」とは、アクワイアラー及び決済 代行業者(アクワイアラーから包括的授権を受けて新規契約の締結の可否あるいは契約解除について実質的な最終決定権限を有する ものに限る)を意味する。マンスリークリア方式の場合を含む。

<sup>24)</sup> 割販法35条の17の8により「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」が負う加盟店調査措置義務の対象範囲には、文言上明示されているクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止のみならず、悪質加盟店が不適切販売行為によりカード情報を取得する行為の防止も含まれると解されている。

<sup>25)</sup> 平成28年改正前の事案であるが、東京高判平成22年3月10日消費者法ニュース84号216頁は、マンスリークリア方式のクレジットを選択したこと等により、抗弁を対抗できない購入者からクレームを受けたイシュアーは、支払請求を停止すべき法的義務はないものの、購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないよう協力すべき信義則上の義務を有すると判断した上、本件ではイシュアーが、アクワイアラーに対し、チャージバックを前提とした調査依頼をしたとの証拠は不十分であり、仮にアクワイアラーに対し、商品が届いていないとの苦情があるとの情報が伝えられていれば、チャージバックが適用され、購入者に対し、代金相当額の返金がされていた可能性が高かったとして、購入者のイシュアーに対する慰謝料請求を認容した。この判決の考え方を一歩進めるならば、平成28年改正割賦販売法は、アクワイアラーの加盟店調査措置義務を立法化し、その反面、イシュアーの加盟店管理責任を「免除」したと見るのは相当ではなく、むしろ、オフ・アス取引において、加盟店管理責任を負う主体が役割分担の結果、イシュアーとアクワイアラーに分離したという現実を踏まえ、イシュアー、アクワイアラーがそれぞれ現実的に果たすべき加盟店管理責任を「変容させて具体化」したものであると理解すべきであり、イシュアーの苦情処理義務は、イシュアーとして果たすべき加盟店管理責任の具体的あり方を定めたものと位置づけることができる。

び形式的側面から、根拠づける必要がある。

以下では、このような問題意識から、抗弁接続の 実質的根拠としての「自社割賦との均衡」論、及び、 抗弁接続の形式的根拠としての「契約形式の組替え」 論を展開する。

# 5 抗弁接続の実質的根拠としての 「自社割賦との均衡 | 論

抗弁接続の実質的根拠としての「自社割賦との均衡」論とは、販売業者と購入者の二当事者間で締結される自社割賦販売では販売業者自身が代金支払いを猶予するが、自社割賦販売における与信機能を販売業者から分離して与信業者がそれを担うのが第三者与信取引であり、販売業者と与信業者が分離することにより生ずるリスク(分断リスク)を購入者に負担させるべきではなく、自社割賦販売の購入者と同じ地位を第三者与信取引の購入者に確保すべきとの考え方から、抗弁の接続を導くことができるとする見解200をいう。

自社割賦販売の場合、販売業者は、販売促進の営業戦略<sup>28)</sup>から、同時履行の抗弁権を放棄して、代金の支払を受けることなくみずからの給付を先履行する意思決定をし、代金後払いによる不利益な立場(後払い代金の回収不能・遅延のリスク<sup>29)</sup>と、後払い代金回収までの期間の資金不足)を引き受けることになる<sup>30)</sup>。自社割賦販売においては、購入者は、

販売業者からの信用の供与を受けていることになる。

そして、クレジット取引は、二当事者間取引である自社割賦販売を基礎として、これに与信業者が加わって三者間取引へと複合化した取引である。

すなわち、クレジット取引は、販売促進のために 先履行義務を負担した自社割賦販売業者が、資金調 達と後払い代金の回収不能・遅延のリスク回避の 必要により、与信業者から金融を得るようになった、 事業者間分業の一形態であると把握することができ る<sup>31)</sup>。クレジット取引では、与信業者は、購入者 に対する売掛代金債権を担保として販売業者に対し て事業資金を融資しているとも言え、事業者間融資 としての実質を有している<sup>32)</sup>。

自社割賦における購入者の支払拒絶の抗弁権は、 双務有償契約における給付・反対給付間の対価的 牽連関係に由来する強固な権利であり、購入者に対 し、代金の支払について期限の猶予という利益を付 与するからといって、支払拒絶の抗弁を剥奪するこ とは、双務有償契約における給付と対価の間の均衡 (給付なければ対価なし)を破壊するものであって、 契約正義に反することになる。自社割賦から発展し たクレジット取引においては、与信業者は、自社割 賦販売でもともと販売業者が負担していた資金調達 と後払い代金の回収不能・遅延のリスクを、事業 者間金融として引き受けたものであり、購入者の支 払拒絶の抗弁権を認識しつつ販売業者と役割を分業

<sup>26)</sup> 前掲註1の抗弁接続規定の導入にあたり指摘された立法事実のうち、①与信業者と販売業者との間には、購入者への商品販売に関して密接な関係が存在していること、②与信業者は販売業者を継続的取引関係を通じて監督したり損失を分散転嫁することができ、また損失を分散、転嫁する能力を有していることといった点は、包括信用購入あっせんにおけるオフ・アス取引においては、認めがたい。

<sup>27)</sup> 川地宏行「第三者与信取引と多角的法律関係」三角・多角取引と民法法理の深化・椿寿夫編著(別冊 NBL No.161)95 頁

<sup>28)</sup> 代金後払いを認めることは、売上増進のためのインセンティブであって、購入者のためというより、販売業者の営業政策の面が強い。

<sup>29)</sup> 販売業者は、限定的ではあるが後払い代金の回収不能・遅延のリスクを低減するため、給付対象が商品の場合にはこれについて所有権留保をすることになる(割販法7条)。

<sup>30)</sup> 加賀山茂「『第三者のためにする契約』の活用による立替払契約の購入者の保護」明治学院大学法科大学院ローレビュー23号4頁以下。

<sup>31)</sup> 加賀山茂「クレジット契約の典型契約としての位置づけ―クレジット契約を『割賦販売の基本ユニット』(売買と準消費貸借の結合) の展開過程として位置づける―」国民生活研究48巻3号27頁以下。

<sup>32)</sup> 植木哲「消費者信用法の研究」(日本評論社1987年) 199頁は、「クレジット取引の核心は、信販会社から販売店に対し供与される 企業間信用にほかならず、その回収が消費者信用によって代替されているにすぎない」と指摘している。

しているものだから、「分業は地位の強化をもたらさない」という理念<sup>33)</sup>に基づき、購入者の支払拒絶の抗弁権を尊重しなければならない立場にあると考えられる<sup>34)</sup>。

# 6 抗弁接続の形式的根拠としての 「契約形式の組替え」論

### 1 「契約形式の組替え」について

抗弁接続規定に実質的な合理性があるとしても、それだけでは、法形式上、抗弁の接続が認められる 論理が不分明である<sup>35)</sup>。このような抗弁接続の法 形式的側面を根拠づけるために有用であるのが、「契 約形式の組替え」論である<sup>36)</sup>。

契約の相対効、すなわち、契約の効力は契約当事者間にしか及ばないとの原則は、私法の大原則である。なぜなら、契約の拘束力は当事者の意思の合致に由来するものであり、意思を合致させていない契約外の第三者が、他人間で締結された契約上の権利を取得したり義務を負担したりすることはないと考えられるからである。契約の相対効原則による「当事者」性の否定は、契約にもとづく負担をまぬかれ、あるいは契約上の利益についての直接的請求権を持たないことを意味することとなる。

ところが、現代社会においては、相互に提携する 複数の事業者が、約款を利用して、消費者との間で 複数の契約を締結することによって、契約上の地位の分属・特化を図り、「当事者」性を一方的に操作し、本来負担するべき契約上の債務をまぬかれ、あるいは、消費者からの直接的請求権の行使を妨げる法現象が出現してきている<sup>37)</sup>。このような場合には、消費者が締結している複数の事業者との間の複数の併存する契約(複合契約)を、一体的に取り扱う必要性が認められる。

複合契約については、当事者が選択した契約形式の組み合わせを一旦承認するとしても、契約相互間の一体性や当事者間の密接な関係を理由に、取引の経済的実質に適合するよう、裁判所がそれにふさわしい契約形式に組み替えて判断することが認められるべきである<sup>38)</sup>。

### 2 消費者契約における「契約形式の組替え」

(1) 要件(司法的介入の理論的根拠)

契約一般についてはともかく、消費者契約について契約形式の組替えが正当化される根拠については、以下のとおり考えることができる<sup>39)</sup>。

契約当事者が、一定の法形式を選択して複数の契約を締結している以上、各契約については、当該選択された法形式に沿って取り扱われるようにしたいという意思がうかがわれ、そのような当事者による契約形式の選択は、契約自由の原則に基づき尊重されるのが原則である。

- 37) 大村敦志「消費者法(第4版)」(有斐閣2011年)214頁以下。
- 38) 山田誠一「『複合契約取引』についての覚書(1)」NBL485号30頁、同(2·完) NBL486号52頁。

<sup>33)</sup> みずからの意思で他人に業務を委託して分業による利益を享受する者は、みずから直接行為する場合と同等の法的地位に置かれ、これと取引する相手方はその分業に起因する不利益を被ることはないという理念である。

<sup>34)</sup> 泉圭子「ドイツ第三者融資取引(drittfinanzierte Geschäfte)に関する一考察(二): 第三者与信型信用取引の法的構造解明に向けて」 同志社法学 45巻 4号 141 頁によれば、ドイツでは、判例上、抗弁貫徹の理由として、「経済的に一体の割賦取引を二つの法的に独立 した契約に分離することによって購入者を不利な状態におくことは許されない。」との点が指摘されているとのことである。

<sup>35)</sup> 山田誠一「『複合契約取引』についての覚書(2・完)」NBL486号58頁では、契約形式の組替えが、結論を導くための判断の基礎を端的に明らかにすることができるという意義のあることが指摘されている。

<sup>36)「</sup>契約形式の組替え」論は、複合契約論の一つであり、その適用対象は抗弁接続の問題に限定されるわけではない。拙稿「提携リースに対する消費者保護法規の適用」現代消費者法34号89頁では、消費者提携リースを個別信用購入あっせんに組み替えることを試みた。

<sup>39)</sup> 千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』を見る視点」椿寿夫教授古希記念「現代取引法の基礎的課題」(有斐閣1999年) 167頁は、「契約形式の組替え」論の問題点として、契約の当事者が合意した契約内容に契約内容の適正化という観点から介入することができる理論的根拠が不明である点、及び、当事者による契約形式の選択を組み替えるにあたって、どんな契約形式を当てはめるのかについての基準が不明である点を指摘しており、この2点について特に説明が求められる。

しかし、消費者契約にあっては、「消費者と事業者との間に存する情報の質と量及び交渉力等の格差」(消費者基本法1条)があるため、「契約形式の選択」に関する主導権が、事業者に一手に掌握されており、消費者には契約形式選択に関する実質的な契約自由が保障されていない。

すなわち、消費者は、事業者が反復的取引のために有機的に構築した複雑なシステムを理解できず(情報格差)、また、結合した複数の契約について事業者が提案したとおりの法形式を鵜呑みにし、一括して取引に入るか否かの自由しか残されていない(交渉力格差)。このような局面では、消費者が、その自己決定に基づき、主体的に一定の法形式を選択して複数の契約を締結しているとは考えられない。

したがって、消費者と事業者との間で締結された 複合契約について、事業者によって選択された契約 形式が、消費者の利益を一方的に損ない、事業者に 不合理に有利であったときは、司法権が契約正義の 観点から介入することが是認され、裁判所が、消費 者の保護に資するよう、契約形式を組み替えて性質 決定することができると解される<sup>40)</sup>。このような 構造は、契約当事者が合意した不当条項について、 裁判所が消費者契約法10条により無効を宣告しう ることの理論的根拠と同様のものである<sup>41)</sup>。

このように、契約形式の組み替えは、消費者契約において、消費者と事業者との間に情報の質と量及

び交渉力の格差があり、消費者の意思の関与が希薄なまま事業者から当該契約形式が押し付けられた結果、消費者の利益が不当に害されていると評価され、契約正義にかなうような司法的介入が必要であると認められる場合に正当化される。

### (2) 効果 (典型契約の組合せの優先的選択)

契約形式の組替えの効果として、裁判所が選択するべき契約形式については、契約内容の適正化の観点から司法的介入がなされる以上、消費者の利益を確保することのできるような契約形式が選択<sup>42)</sup>される必要があるが、その選択の際には、典型契約の組み合わせを優先させるべきである<sup>43)</sup>。

任意規定は、立法者による、当該法律関係における「合理的当事者意思」と推測されるもの、ひいては、公正で妥当な権利・義務やリスクの分配の在り方のモデルの提案であり(任意法の指導形像機能)、約款や消費者契約など当事者間で情報・交渉力に構造的格差が存在し、実質的交渉による正当性保証が疑われるような局面では、任意法が半強行法的に作用すると考えられている<sup>44)</sup>。したがって、任意規定により提案されている典型契約は、性質決定のうえで、取引社会を積極的に秩序付ける基準として機能することが期待されているのであり<sup>45)</sup>、契約形式の組み替えにあたっても、まずは優先的に選択肢に挙げられるべきだと考えられる。

<sup>40)</sup> 消費者との間の情報の質と量及び交渉力の構造的格差に由来して、契約形式の選択を事実上ゆだねられた事業者が、自己の利益ばかりに固執することなく消費者の利益を適切に顧慮するべき信義則上の義務に反した結果、事業者により選択された契約形式が、消費者が本来有しているはずの利益を不当に侵害し、正当な理由もなく両当事者間の利益の衡平をそこなうようなものであった場合(特に、双務有償契約における給付・反対給付間の対価的均衡を阻害するようなものであった場合)には、裁判所は、当事者が選択した契約形式を衡平にかなうように組み替えて性質決定することができると考えられる。

<sup>41)</sup> 希薄な合意しか存在しない場合には、消費者契約や約款における不当条項規制の問題領域に限らず、相手方の利益顧慮義務(河上正二「約款規制の法理」有斐閣 1988 年・393 頁)を前提とする任意法の半強行法化を語りうると考えられ、消費者契約における契約形式の組み替えもこのような視点から基礎づけることができる。

<sup>42)</sup> 契約形式の選択は、性質決定、すなわち法律行為を特定の法的類型にあてはめる操作にほかならない。山田前掲註38 (2・完) 63 頁では、「複合的契約取引のための契約形式の組み合わせの選択という問題は、契約の性質決定と呼ばれている問題の一部であり、そのなかでは、やや複雑な性格を帯びたものである。」と指摘されている。

<sup>43)</sup> 山田前掲註38 (2・完) 63 頁では、「本稿で行ってきた考察は、非典型契約の可能性を否定するものではないが、典型契約の組み合わせによって複合契約取引を理解することができるという考え方に強く傾斜したものであった。」と述べられている。

<sup>44)</sup> 河上正二「任意法の指導形像機能 (Leitbildfunktion) について」NBL1128号54頁。

<sup>45)</sup> 河上正二「契約の法的性質決定と典型契約―リース契約を手がかりにして―」現代社会と民法学の動向 加藤一郎先生古稀記念 下 (有斐閣1992年) 297頁以下。

# 7 クレジット取引における 「契約形式の組替え」

### 1 「契約形式の組替え」論のクレジット取引への適用

立替払契約と売買契約とは別個の契約であるから、信義則に反する特段の事情がない限り、与信を受けた者は、売買契約の不履行のゆえに立替払契約上の債務の履行を拒み得ないのが民法上の原則(契約の相対効原則)であるとするのが判例(最判平成2年2月20日集民159号151頁)である。

しかし、このような契約の相対効原則は、消費者たる購入者<sup>46)</sup>にとっては、給付を受けられないのに対価の支払をまぬかれないという意味で、債務不履行責任の全部免責条項と類似した機能を営むことになる。

消費者がクレジット取引をする場合、消費者は、 後払いの利益を受けることに主たる関心を寄せて、 多数当事者間で有機的に構築された複雑なクレジットのシステムを理解できず、また、商品の未納、瑕疵等を理由とする同時履行の抗弁、契約解除等の理由による履行拒絶権の喪失など思いもよらないままに、販売業者と与信業者という2つの事業者との契約関係に入っている。消費者にとっては、多数当事者間取引の有する複雑さにより自己のおかれている支払拒絶の抗弁の喪失に至るという立場の理解が容易ではなく、また、与信業者が組織しているクレジット取引システム改変についての交渉の余地はなく、単に取引に入るか否かの自由しか残されていない。

これは、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の構造的格差(消費者契約法1条)の現れであり、債務不履行責任の全部免責条項が不当条項として無効とされる(消費者契約法8条1項、10条)のと同様に、消費者契約たるクレジット取引における契約の相対効原則に基づく支払拒絶の抗弁喪失

は、消費者保護の理念により無効化(契約形式の組替え)がなされるべきであり、クレジット取引にあっても、消費者には、契約の相対効原則による抗弁切断のない状態で後払いの利益を受けうるという、自社割賦取引をしたのと同様の地位が保障されるべきである。

### 2 クレジット取引 (立替払型) における 「契約形式の組替え」

上記のような消費者契約における複合契約の契約 形式の組替えに関する考え方を前提にしつつ、クレジット取引(立替払型)を、「自社割賦販売を基本 型とする事業者間分業の一形態」であると把握する と、その法的構造は、次のように理解することが可能である。

第一段階として、購入者は、販売業者との間で、 代金後払い(リボ払いを含む。以下同様。)の特約 付きで商品・役務等の売買契約を締結する。

第二段階として、与信業者は、販売業者から、売 買契約に基づく後払い代金債権の譲渡を受け、これ に対する譲渡対価を販売業者に支払うことになる。 債権譲渡の対象となった代金債権は、売買契約にお ける抗弁が付着した状態で、譲渡される。与信業者 から販売業者へと支払われる、後払い代金債権の譲 渡対価は、立替払構成のクレジット取引においては、 形式的には、与信業者から販売業者へと支払われる 売買契約上の代金の立替払金として法律構成される ことになる。

第三段階として、与信業者は、購入者との立替払 契約を締結することによって、売買契約上の代金債 権の債務者たる購入者に対し、債権譲渡についての 対抗要件(債務者対抗要件)の具備のための承諾を 求め、これにより、以後、与信業者が債権譲受人と して購入者に対し、後払い代金債権を行使すること になる。包括信用購入あっせんにおいては、第一段

<sup>46)</sup> 岡本前掲註11・532頁や、山里盛文「割賦販売取引における既払金返還法理―クレジット取引システムにおける帰責構造の分析を通して―」明治学院大学法科大学院ローレビュー 18号90頁~91頁は、抗弁の接続を認めるための要件の一つとして、消費者契約であることが考慮されることを示唆する。

階の自社割賦販売の契約締結に先立って、与信業者は、購入者との間で会員契約を締結することにより、あらかじめ、将来発生する売買契約上の代金債権の債務者たる購入者に、債権譲渡についての対抗要件(債務者対抗要件)の具備のための承諾<sup>47)</sup>を求めているものと考えられる。譲渡された後払い代金債権は、形式的には、与信業者が購入者に対して取得する立替払契約に基づく立替金の償還請求権(賦払金請求権)として法律構成されることになる。

結局、立替払型のクレジット取引については、当 初選択された【購入者・販売業者間の売買契約+ 購入者・与信業者間の立替払契約+販売業者・与 信業者間の加盟店契約】という契約形式は、【購入 者・販売業者間の代金支払につき後払いの約定の ある売買契約+販売業者・与信業者間の売買代金 債権の債権譲渡+購入者・与信業者間の当該債権 譲渡についての承諾】と組み替えることができる。

このように、信用購入あっせんにつき、立替払契約から後払い代金債権の債権譲渡を中心とした構成へと「契約形式の組替え」が認められるならば、債権譲渡においては、債務者(購入者)は、債権譲渡の対抗要件具備時までに譲渡人(販売業者)に対して生じていた抗弁事由を、譲受人(与信業者)に対しても主張することができるのだから(改正民法468条1項)、抗弁接続が認められるのは当然ということになる48。

4 クレジット取引(債権譲渡型)における抗弁接続 包括信用購入あっせんにおいては、約款上、立替 払構成のほか、債権譲渡構成も採用されている。

債権譲渡構成が採用されている包括信用購入あっせんの場合、抗弁接続規定の機能は、債権譲渡構成の場合に合意されている、購入者に「異議を留めない承諾」(現行民法468条1項)ないし抗弁権の放棄を求める契約条項の無効化にほかならない。

現行民法468条1項によれば、債権の譲渡について債務者が承諾をするに当たって異議をとどめなかった場合には、債務者は、譲受人が債権を行使してきたときに、譲渡人に対して主張できた一切の抗弁事由を譲受人に対して主張することができなくなる。このような、異議をとどめない承諾による抗弁切断効については、異議をとどめない承諾という外観を信頼した譲受人を保護し、取引の安全を図るため、法律が与えた効果であると説明されている。

しかし、改正民法は、譲渡を承諾しただけなのに 予期しない形で抗弁切断効を受ける債務者に配慮 し、同条項を削除した。公信力の付与は法律がない 以上は認められないものであるから、改正民法が施 行される 2020年4月1日以降は、「異議を留めない 承諾」を借用する形態での債権譲渡構成の約款は用 いることができなくなる。

そのため、改正民法施行後は、端的に、会員規約において、抗弁権を放棄する旨の契約条項がおかれることになるのではないかと考えられる<sup>49</sup>。

消費者契約における複合契約の契約形式の組替え

<sup>47)</sup> 改正民法 467条は、将来債権の譲渡についても債務者の承諾による対抗要件具備が可能なことを認めている。

<sup>48)</sup> なお、抗弁接続規定の本質を、上記のように、債権譲渡における譲渡人に対して生じた事由をもってする譲受人への対抗である(改正民法 468条1項)と把握した場合、いつの時点で対抗要件具備があったと考えるのかについては、元の約款が「立替払い型」か「債権譲渡型」かによって左右される可能性もある。購入者に最も不利に扱い、債権譲渡の時点で対抗要件具備もあると考えた場合、抗弁接続規定に基づく支払拒絶の抗弁のうち、①無効・取消といった売買契約の成立上の瑕疵については、債権譲渡の対抗要件具備(購入者の承諾)前から存在することが明らかであるから、これを理由に支払拒絶ができることは当然であるが、②販売業者による売買契約上の債務不履行については、債権譲渡の対抗要件具備(購入者の承諾)後に生じた事由であるから、これを理由に支払拒絶ができるのかは問題がある。改正民法 469条2項2号によれば、譲渡対象債権と同一の契約に基づき生じた自働債権(たとえば、将来の売買による売掛金債権の譲渡による対抗要件具備後に、売買契約の不履行により生じた譲渡人に対する損害賠償請求権)による相殺については、対抗要件具備後に取得したものであっても、譲受人に対抗することができるとされているところから、この規定を根拠に売買契約の債務不履行を理由とする支払拒絶の抗弁を説明することになろう。

<sup>49)</sup> 債務者の意思表示(単独行為)によって抗弁を放棄するという法律構成も可能ではあるが、単独行為の場合には撤回可能とも考えられ、仮に、抗弁放棄の意思表示を撤回しないとの拘束があると考えるなら、それは「契約」として把握するのが直截である。

に関する考え方からすれば、クレジット取引 (債権 譲渡型) における抗弁接続の法的構造は、次のよう に理解することが可能である。

#### (1) 自社割賦販売における抗弁権放棄の合意

購入者と販売業者との間で締結される自社割賦売 買契約において、購入者が販売業者に対する抗弁権 一切を放棄する旨の契約条項がおかれたとしても、 これは不当条項であると考えられる。消費者に対し 代金の支払について期限の猶予という利益を付与す るからといって、双務有償契約における給付と対価 の間の牽連関係(給付なければ対価なし)を認めな いとする多大な不利益を課すことは、均衡を失して おり、契約正義に反する。したがって、仮に消費者 と販売業者との間で締結される自社割賦販売(消費 者契約)において、消費者の支払拒絶の抗弁を剥奪 する契約条項が合意されたとしても、そのような契 約条項は消費者契約法8条又は10条に抵触する不 当条項として無効となると考えられる。

そうだとすれば、購入者(消費者)と販売業者との間で締結される自社割賦売買契約において、販売業者が代金債権を譲渡した場合の債権譲受人に対しては、購入者は、販売業者に対して取得する可能性のある支払拒絶の抗弁を一切主張しないとの契約条項が定められた場合も、このような契約条項は不当条項として無効であると解される500。債権譲渡があった場合という停止条件が付されているものの、当初から債権譲渡を予定し、しかも債権譲渡によって販売業者が円滑に金融を得られるようにするという事業者の一方的な利益に資する目的の契約条項であり、対価的均衡を破壊するような購入者(消費者)に重大な不利益を与える条項であることには違いがないからである。

### (2) 会員契約における抗弁権放棄の合意

それでは、購入者(消費者)が、販売業者との間 ではなく、与信業者との間の会員契約において、債 権譲受人たる与信業者に対しては、販売業者に対して取得する可能性のある支払拒絶の抗弁を一切主張 しない旨の抗弁権放棄の合意をした場合、当該合意 は有効だろうか。

実質的に同一の内容である抗弁権放棄条項が、販売業者との間で合意された場合は無効だが、与信業者との間で合意された場合には有効になるということは、あまりにおかしい。ここでも、「自社割賦との均衡」論と「契約形式の組替え」論が適用されるべきである。

そうすると、債権譲渡型のクレジット取引については、【購入者・販売業者間の売買契約+販売業者・与信業者間の売買代金債権の債権譲渡+購入者・与信業者間の譲受債権についての抗弁権放棄の合意】という当初選択された契約形式は、【購入者・販売業者間の売買契約(抗弁権放棄の特約あり⇒ただしこの特約は不当条項として無効)+販売業者・与信業者間の(抗弁権が付着した)売買代金債権の債権譲渡】と組み替えることができる。

このように、「異議を留めない承諾」条項又は抗 弁放棄条項は、販売業者との間で合意されようが、 与信業者との間で合意されようが無効であるとすれ ば、譲受人たる与信業者は、売買契約上の支払拒絶 の抗弁が付着した代金債権を取得することになる。

### 5 小括

以上のとおり、抗弁接続の実質的根拠としての「自社割賦との均衡」論と形式的根拠としての「契約形式の組替え」論(以下、単に「契約組替え論」という。)によれば、与信業者は購入者に対して、販売業者から債権譲渡を受けた売買代金債権を行使しているに過ぎず、購入者は、販売業者に対して主張することができる一切の抗弁事由を譲受人に対して主張することができることになる。

契約組替え論は、抗弁接続規定の実質的・形式

<sup>50)</sup> 大木満「異議をとどめないでした債権譲渡の承諾と譲受人の過失の要否(最判平成27年6月1日民集69巻4号672頁判時2266号49頁)」明治学院大学法律科学研究所年報32巻269頁は、改正民法のもとでは「『一切の抗弁は本書面により放棄します』との条項は、消費者契約法の適用のあるケースでは、不当条項として無効となると思われる」と指摘する。

的根拠を合理的に説明する論拠となりうるものであり、包括信用購入あっせんでは売買契約とクレジット契約との関係が希薄になっている点は、契約組替え論にとっては、必ずしも障害とはなりえない。

すなわち、イシュアーから加盟店管理業務を行う アクワイアラーが分化独立したり、さらにアクワイ アラーから決済代行業者が加盟店管理業務を分業す るようになったとしても、「分業は地位の強化をも たらさない」ものであって、購入者は、自社割賦販 売の場合に有していたのと同様の、代金後払いの利 益を享受しつつ、支払拒絶の抗弁を主張することの できる地位を奪われることはないと考えられる。

契約組替え論からすれば、オフ・アス取引にあっても、販売業者が有していた後払いの代金債権については、売買契約上の抗弁が付着したまま、販売業者からイシュアーへの債権譲渡がなされたとの契約形式の組替え<sup>51)</sup>がなされるものであって、抗弁接続規定の合理性は、十分説明可能である。

このように、契約組替え論の立場からは、個別信 用購入あっせんについてのみならず、包括信用購入 あっせんに関しても、抗弁接続規定の合理的根拠を 説明することができる。

# 契約組替え論による抗弁接続規定の 解釈

### 1 総説

それでは、このような契約組替え論の立場からすれば、①既払金の返還の問題、②「営業として又は営業のために」の適用除外の問題、については、どのように考えることになるのだろうか。必ずしも一義的な結論が導かれるとは考えられないが、新たな

視点で考察を深めるという意義はあると思われる。

### 2 抗弁接続規定に基づく既払金返還請求の可否に ついて

クレジット取引の「自社割賦販売及び後払い代金 債権の債権譲渡」への契約組替え論は、抗弁接続規 定の合理的根拠を説明するものであると考えられる が、このような契約組替え論が、購入者から与信業 者へ対する既払いのクレジット代金の返還請求まで 認める根拠となりうるのかは、考察しておく必要が ある。

売買契約の無効・取消・解除などによって、代金支払請求権の存在が否定された場合(したがって、これに伴い、与信業者に対して、支払停止の抗弁を主張しうる場合)、購入者が抗弁接続規定を根拠に既払いのクレジット代金の返還を与信業者に対して請求することができるかに関しては、判例<sup>52)</sup>は消極的に解している。

それでは、クレジット取引を自社割賦販売の代金 債権の債権譲渡へと契約組替えをするとの見解に 立った場合は、この点はどのように解釈されること になるのか。

売掛金債権の債権譲渡がなされた場合で、売買契約が無効になり、譲渡対象となった債権が不存在となったとき <sup>53)</sup>、債務者(購入者)が債権譲受人に対して支払った代金の返還請求の相手方については、譲渡人(旧債権者)であるとする見解が有力である。

この見解は、①債権譲渡と指図<sup>54)</sup>の連続性を重視 し、債権譲渡にあっては、譲渡人の指示によって、 債務者は譲受人に対して出捐し、これによって、債 務者と譲渡人の原因関係(補償関係)のみならず、

<sup>51)</sup> 販売業者→決済代行業者→アクワイアラー→イシュアーへと転々と債権譲渡がなされるという契約形式の組替えも考えられるが、このような転々とした債権譲渡については、債務者(購入者)に対する対抗要件を具備していないから、購入者としては、販売業者からイシュアーへと直接の債権譲渡がなされたものと取り扱うことができる。

<sup>52)</sup> 東京地判平成5年9月27日判タ857号185頁、広島地判平成8年5月29日判タ928号248頁等。

<sup>53)</sup> このような場合でも、債権譲渡契約は当然に無効になることはなく(改正民法412条の2第2項)、当事者間の合意内容如何によっては、譲受人が譲渡人に対し、支払済みの債権譲渡の対価(クレジット取引の場合の立替金)の返還を請求するには、債権譲渡契約を解除しなければならない場合もありうる。

譲渡人と譲受人の原因関係(対価関係)の決済も行われている点で、指図と共通しているから、これと同様の取扱いがなされるべきこと、②債権譲渡によっても、債務者と譲渡人の契約関係は消滅したわけではなく、契約関係の清算がその当事者間に残るのは当然であり、債務者としては、自らの関与なしで行われた債権譲渡によって清算の相手方が左右されるのは妥当ではないこと 550 を理由とする 560 。

この見解を前提にすると、契約組替え論によった場合、クレジット取引における購入者は、債権譲渡人の地位にある販売業者からの指図によって、債権譲受人の地位にある与信業者に対してクレジット代金を支払ったのと同様に取り扱われることとなり、売買契約が無効・取消・解除となった場合、購入者は、既払クレジット代金の返還を本来の契約当事者である販売業者に対して請求することになる 57)。

したがって、抗弁接続規定を根拠としては与信業者に対して既払金の返還を求めることはできないという判例の考え方は、契約組替え論による帰結とも 一致することになる。

### 3 「営業のために若しくは営業として」の適用除外

現行法上の抗弁接続規定は、購入者が営業のために若しくは営業として締結する売買契約及びそのような売買契約に係る個別信用購入あっせん・包括信用購入あっせんに対しては、適用されないが 580、購入者が事業者であったとしても、それだけで直ちに適用されなくなるわけではない。

既述のとおり、抗弁接続規定の合理的根拠は、契 約組替え論からは、消費者契約であることを重視し て、以下のように説明される。

すなわち、消費者契約として締結された自社割賦 販売において、消費者は、本来、売買契約成立過程 に瑕疵があれば、その無効・取消を主張しうるほか、 販売業者に債務不履行があれば、同時履行の抗弁権、 解除権、損害賠償請求権との相殺等をもって、支払 拒絶の抗弁を販売業者に対抗することができる地位 にあるところ、そのような支払拒絶の抗弁を剥奪す る契約条項は、不当条項に該当し無効とされる。そ れと同様に、消費者と取引をする複数の事業者が、 当事者性を操作し契約上の地位の分属・特化を図っ て、消費者に支払拒絶の抗弁を提出することができ

<sup>54)</sup> 指図とは、金銭その他の代替物の給付について、被指図人に対しては自己の名において指図人の計算において指図受益者に給付する権限(支払権限)を与え、指図受益者に対しては自己の名において給付を受領する権限(受領権限)を与えるという、二重の授権を含んだ一個の意思表示をいう。指図においては、指図受益者→指図人→被指図人という給付過程が一個の出捐で実現される。なお、被指図人は、指図人への既存債務弁済のため又は指図人への与信実現のため、債務負担する(補償関係)。他方、指図受益者は、指図人との間で弁済受領又は与信を受けるべく出捐を受領する(対価関係)。指図の場合においては、指図者と指図受益者の契約関係(対価関係)が無効となった場合は対価関係当事者間において、指図者と被指図者(補償関係)が無効となった場合は補償関係当事者間において、それぞれ清算がなされるとされている。

<sup>55)</sup> 契約相手方を選択して契約関係を形成することは各人の自由である以上、契約相手方との契約関係で生じるリスクは、基本的にその 契約当事者が引き受けるべきであり、みだりに第三者を巻き込んで清算を行うべきではなく、契約関係当事者に関する無資力や抗弁 対抗のリスクはみずから相手方を選択した契約相手方が負担すべきであって、給付の基礎となった挫折した契約関係に即してその契 約当事者間で清算がなされるべきであるという、「契約関係自律性の原則」と呼ばれる考え方である。

<sup>56)</sup> 藤原正則「不当利得法(法律学の森)」信山社2002年・343頁以下参照。

<sup>57)</sup> 抗弁接続の実質的根拠である「自社割賦との均衡」論も、購入者の与信業者に対する既払金返還請求の可否に関しては、消極的に作用する。すなわち、自社割賦の場合には、購入者は販売業者に対してのみ既払金返還請求権を行使することができるところ、抗弁接続規定によって購入者の与信業者に対する既払金返還請求権を認めると、購入者は販売業者よりも通常資力に勝る与信業者に対して返還請求することができることとなり、自社割賦ではありえないような有利な地位を取得することになり、自社割賦との均衡を保つという以上の地位を付与することになってしまう。前註52の東京地裁の裁判例も、この点を指摘している。

なくなるような契約形式を選択することは、契約の 自由の濫用であり、債権譲渡への契約形式の組替え によって、消費者の支払拒絶の抗弁の貫徹が図られ るべきである。

このように、抗弁接続規定の合理性が、「消費者契約であること」に由来しているとすれば、事業者間のクレジット取引(購入者が事業者としての属性を有するクレジット取引)については、抗弁接続は認められないようにも思われる。

もしそうだとすれば、割賦販売法は、購入者が単に事業者であるというだけでは抗弁接続規定の適用を否定しておらず、購入者が「営業のために若しくは営業として」クレジット取引を行う場合にのみ適用除外される旨の規定をしているのに、「契約形式の組み替え」論では、購入者が事業者としての属性を有するというだけで、抗弁接続を否定する結論となり、矛盾が生じる。

しかし、以下のように考えると、契約組替え論に おいても、事業者間のクレジット取引に対して抗弁 接続規定が適用されるべきことを根拠づけることが できる。

不当条項規制の正当化根拠は、契約内容の形成への関与が実質的に働かず、契約内容の合理性の保障がないという点に求められるところ、契約形式の組み替えの正当化根拠も、これと同様に、当事者の意思の関与が希薄なまま当該契約形式が押し付けられた結果、当該当事者の利益が不当に害されている点

に求められる。不当条項規制との類比による「直接的内容規制」をイメージして「契約形式の組替え」を図るとすれば、不当条項規制においては、消費者アプローチ(消費者契約を対象として不当条項規制を行うという立場)のほか、約款アプローチ(約款が使用された場合を対象として不当条項規制を行うという立場)590があり、後者は事業者間取引においても適用可能と考えられていることが、想起される。

事業者間でなされたクレジット取引について、形式面において「契約形式の組み替え」論の適用が可能かどうかを検討すると、クレジット取引は、事業者間でなされた場合であっても、約款取引の一種として、隠蔽効果と附合性を伴っており、顧客たる事業者は支払拒絶の抗弁の喪失を意識しないまま受け入れてしまいがちであるとともに、販売業者=与信業者連合から提示された契約形式の選択については顧客たる事業者の意思が関与する余地はないのが通例であるから、「契約形式の組替え」論を適用するべき理由があると考えられる<sup>60</sup>。

また、事業者間でなされたクレジット取引について、抗弁接続の実質的根拠としての「自社割賦との均衡」論が認められるかどうかを検討すると、自社割賦販売が事業者間でなされた場合でも、給付・反対給付の対価的均衡に由来する顧客たる事業者の支払拒絶の抗弁を剥奪することは許されず、これを剥奪するような約款条項は、無効である<sup>61)</sup>と考えられ、事業者間でなされたクレジット取引において

<sup>59)</sup> 約款アプローチとは、次のような考え方である。約款による契約締結がなされた場合、多数の契約条項を精査し尽くすことは顧客にとって困難であり、問題のある契約条項も隠蔽されてしまうとともに(隠蔽効果)、約款が同種の多数の取引に用いられており、それによる以外の選択肢が事実上ないことは、顧客にとって交渉力の構造的な不均衡を生じさせる(附合性)。約款による契約にあっては、顧客の意思的関与の希薄さや、実質的交渉の欠如により、当事者双方が契約内容の形成に関与することによる合理性の保障が働かないという点で、契約自由の原則が妥当する基盤が失われるため、司法的規制が要請される。

<sup>60)</sup> 執行秀幸「割販法三○条の四第一項新設前の個品割賦あっせんにおける売買契約上の抗弁の接続」私法判例リマークス 1991 年(下)73 頁は、個品割賦あっせん取引は、立替払契約と売買契約との契約手続が一体化していることから約款によるに当事者間の契約以上に隠蔽効果があり、また、立替払契約、売買契約、加盟店契約があっせん業者と販売業者との『共同の利益』を達成するようシステム化されており、交渉力に劣る購入者が立替払契約の内容の変更を求めることはほとんど不可能で、購入者の契約内容形成の自由は約款によるに当事者間の契約以上に希薄であると指摘した上で、個品割賦あっせん取引システムを設計・提供するあっせん業者としては、信義則上、購入者側の利益をも考慮して合理的な内容のものとする義務があるとする。この論考は、約款論の視点で個別信用購入あっせんを念頭にクレジット取引を考察したものであるが、隠蔽効果と附合性については、個別信用購入あっせんに限った特徴ではなく、包括信用購入あっせんにおいても同様であると考えられる。

<sup>61)</sup> 改正民法548条の2第2項は、定型約款の個別条項が一定の要件を備えた不当なものであった場合には、合意をしなかったものとみなされる旨を規定している。この規定は、事業者間の定型約款による取引にも適用されるものである。

も「自社割賦との均衡」は考慮されるべきである。

以上の考察からすれば、事業者間のクレジット取引においても、契約組替え論によって、抗弁接続規定が適用されるべきことを積極的に根拠づけすることができ、事業者間のクレジット取引であるというだけで、抗弁接続規定の適用が除外されることはないという現行の割賦販売法の規定に合致した結論を導くことができる。

なお、購入者が「営業のために若しくは営業として」締結する売買契約及びそのような売買契約に係る個別信用購入あっせん・包括信用購入あっせんに対しては、抗弁接続規定は適用されないが、その実質的理由は、営利目的で事業を行う場合には、その種の取引が営業過程で反復的継続的になされる蓋然性があり、取引経験の蓄積を通じて、その種の取引に関連する情報の質・量の集積、交渉手腕・ノウハウの獲得・習熟が期待でき、情報の質と量並びに交渉力の構造的格差が逓減することから、契約形式の組替えによる保護の必要性が薄められることに求められる<sup>62)</sup>。

## 9 結論

従前からの抗弁接続に関する議論は、主として個別信用購入あっせんを念頭に展開されてきた。しかし、包括信用購入あっせん(特にオフ・アス取引)においては、契約当事者間及び契約相互間の関係の希薄性が顕著であり、平成28年の割賦販売法改正により、加盟店調査措置義務を負う主体はアクワイアラーであると整理されたことから、イシュアーが負担を強いられることになる抗弁接続規定の合理的

根拠として加盟店管理責任を挙げることが困難となった。

このような状況を踏まえ、本稿では、割賦販売法上の抗弁接続規定を、不当条項規制に準じて考えることのできる消費者契約における契約組替え論の視点から分析し、国際ブランドが運営する決済ネットワークを通じて行われるオフ・アス取引における抗弁の接続の本質を、債権譲渡における抗弁の対抗(改正民法468条1項)として把握することができることを論じた。

<sup>62)</sup> 特商法及び割販法の平成20年改正により、「営業のために若しくは営業として」締結される取引については、両法ともが適用除外とされるに至ったが、その結果、訪問販売等の不招請勧誘形態でなされるクレジット取引という、最も攻撃的な販売手法に対し、小規模事業者が法的保護なしに晒され、被害にあう事態(例えば、提携リース被害等)が生じている。不招請勧誘形態でなされるクレジット取引は非常に攻撃性が強いことは、我が国で1972年に最初にクーリング・オフが割賦販売法において導入されたのが訪問販売形態での割賦購入あっせんであったことや、平成20年改正による個別信用購入あっせんにおけるクーリング・オフ等の導入も富士見市の老姉妹が訪問販売形態でのクレジット取引による被害にあった事例を契機にしていることを想起すれば明らかである。したがって、「営業のために若しくは営業として」締結された場合でも、不招請勧誘形態でなされるクレジット取引については、特商法の規定が適用されるように法改正がなさるべきである。